

2011  
JANUARY

社会保険さが

NO.731

1

睦月

Saga Social Insurance Association

# 社会保険さが

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4

佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

謹  
賀  
新  
年



■ 鹿島市 祐徳稲荷神社

## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- 事業主の皆様へ  
嘱託等として継続再雇用された場合の届出と添付書類についてのお知らせです。・「賞与支払届」の届出はお済ですか？ ..... 2
- 年金受給者の皆様へ 源泉徴収票が送付されます。 ..... 3
- 平成22年中に国民年金保険料を納付された皆様へ 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。 ..... 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 健康保険証（発行と回収・申請書の提出先） ..... 4
- こんな時は ..... 5
- メールマガジンを配信しています。 ..... 5

### ● (財) 佐賀県社会保険協会

- 平成22年度 年金シニアライフセミナー開催のご案内 ..... 6
- ウォーキングマップ(鹿島市:旭ヶ岡公園と蟻尾山公園めぐり) ..... 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 ..... 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは ..... 8
- 控除証明書専用ダイヤル ..... 8

● 社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

## あけまして おめでとうございます

平成 22 年 1 月に「日本年金機構」が発足し、早や 1 年が過ぎました。

私たちは、初心を忘れることなく、国民の皆様の信頼、国民の意見の反映、サービスの質の向上、業務運営の効率化・公正性及び透明性の確保といった基本理念に基づき、お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを責任を持ってお届けするよう、



今後とも職員一丸となって取り組む所存でありますので、  
どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本年金機構 佐賀年金事務所長  
日本年金機構 唐津年金事務所長  
日本年金機構 武雄年金事務所長

### 事業主の皆様へ

#### ◆嘱託等として継続再雇用された場合の届出と添付書類についてのお知らせです。

年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が退職後継続して再雇用され、給与額に変動がある場合は、事業主が該当する方の厚生年金保険等の被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を同時に年金事務所へ提出していただくことになります。

なお、その際に添付書類として、「就業規則」、「退職辞令の写し」等の退職したことがわかる書類及び継続して再雇用されたことがわかる「雇用契約書」が必要になります。これらの書類が添付できない場合は、「事業主の証明」を添付してください。「事業主の証明」は、様式の指定はございませんが、退職された日、再雇用された日が記載されているもので、事業主印が押印されているものが必要となります。

※この手続きは、退職後再雇用による給与の変動を年金の受取額に即応させる特例手続きです。

#### ◆「賞与支払届」の届出はお済ですか？

賞与を支給されたときは、**支払日から5日以内**に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。



#### ●資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

**※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。**



## 年金受給者の皆様へ

### ◆源泉徴収票が送付されます。

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、お近くの年金事務所又は『ねんきんダイヤル』（☎0570-05-1165）までお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

## 平成22年中に国民年金保険料を納付された皆様へ

# 納めた国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。



このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」が、日本年金機構本部から昨年の11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、**昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。**

確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。(その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。



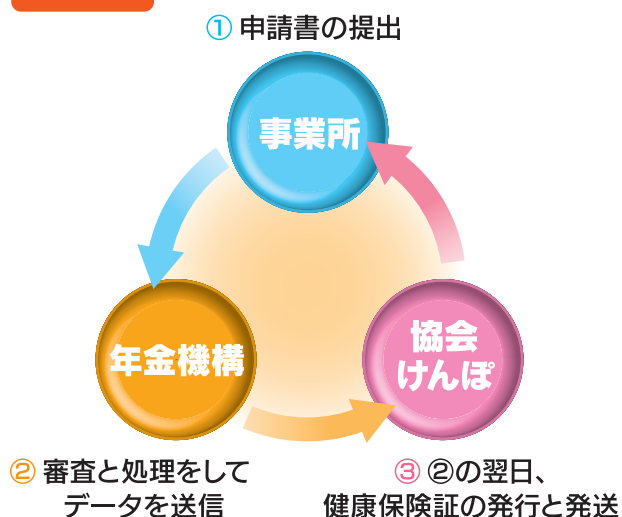
## 健康保険被保険者証

### 健康保険証

#### 発行と回収

協会けんぽでは、日本年金機構で処理されたデータをもとに、健康保険証の発行・回収を行っています。

#### 発行



#### 回収



#### 資格喪失後の受診が多数発生しています。

健康保険証は資格喪失日から使用できなくなりますが、資格喪失後も健康保険証を返却せずに使用されるケースが多数発生しています。

資格喪失の際は、健康保険証を必ず返却いただきますようお願いいたします。

#### 申請書の提出先

健康保険証の発行・回収をとまなう申請は、再交付申請以外すべて年金機構に提出していただくことになります。申請の際には提出先にご注意ください。

| おもな申請書の名前   |               | 提出先   |
|-------------|---------------|-------|
| 健康保険・厚生年金保険 | 被保険者資格取得届     | 年金機構  |
| 健康保険・厚生年金保険 | 被保険者資格喪失届     |       |
| 健康保険        | 被扶養者(異動)届     |       |
| 健康保険・厚生年金保険 | 被保険者氏名変更(訂正)届 |       |
| 健康保険・厚生年金保険 | 被保険者生年月日訂正届   |       |
| 健康保険        | 被保険者証再交付申請書   | 協会けんぽ |



## 全国健康保険協会（協会けんぽ）佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

TEL 0952-27-0611

佐賀全国健康保険協会

検索



### こんな時は…

#### 他者の行為によってケガをしたとき

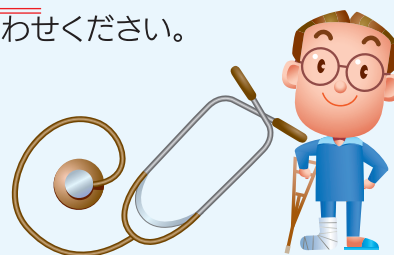
交通事故に遭ったり他者にケガをさせられたりして健康保険の給付をうける場合は、協会けんぽに「**第三者行為による傷病届**」を提出してください。

すぐに提出できないときは電話でご連絡ください。

示談は不用意に損害賠償請求権を放棄しないように、慎重に進めてください。

#### 業務中・通勤中に病気やケガをしたとき

業務中や通勤中の病気やケガは、労働災害なので健康保険証は使用できません。管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。



### 「負傷原因の照会」について

ケガをされて健康保険証を使用された場合、負傷状況をお尋ねする「負傷原因の照会」を被保険者のご自宅にお送りする場合があります。これは、ケガの原因が業務上のものではないか／他者の行為によるものではないかを確認するためのもので、保険給付を適正に行うために大変重要なものです。

#### ■「負傷原因の照会」が届いたときは、必ず期限までに回答してください。

原因が加齢や自然悪化の場合でも、その旨を記載し必ず回答してください。

#### ■ 転居された場合は、年金機構に住所変更の届けをしてください。

「負傷原因の照会」は、被保険者のご自宅に送付いたしますので、住所変更届が提出されていないと郵便が届かない場合があります。

### メールマガジンを配信しています。

制度改正や保険料率に関する情報・事業の状況・保健師のコラムなど役に立つ情報を掲載し毎月2回配信しています。

協会けんぽの最新情報を知ることができますので、是非ご登録ください。

ご登録は、佐賀支部ホームページの「メールマガジン」から。



# (財)佐賀県社会保険協会

平成22年度

## 年金シニアライフセミナー開催のご案内

佐賀県社会保険協会では、厚生年金保険の被保険者及びその配偶者を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。



| 地 区     | 日 時           | 会 場                              |
|---------|---------------|----------------------------------|
| 唐 津 会 場 | 平成23年1月23日(日) | 唐津市高齢者ふれあい会館りふれ<br>唐津市ニタ子3-155-4 |
| 武 雄 会 場 | 平成23年1月30日(日) | 武雄センチュリーホテル<br>武雄市武雄町大字武雄4075-13 |
| 佐 賀 会 場 | 平成23年2月 6日(日) | マリトピア<br>佐賀市新栄東3-7-8             |
| 鳥 栖 会 場 | 平成23年2月20日(日) | サンメッセ鳥栖<br>鳥栖市本鳥栖町1819           |

◆実施期間 各会場共通: 12:30受付 ▶13:00開始 ▶16:40終了

対 象 者

- 50歳以上の厚生年金の被保険者及び配偶者の方
- 健康保険委員・年金委員等 ※特にご夫婦の参加をお勧めします

募集定員

各会場とも**50名(ただし、申し込み先着順とします)**

受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内 容

- 退職後の健康保険・年金・雇用保険等について
- ライフプランと生きがい・家庭経済等

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申し込み下さい。**定員になり次第締め切ります。**

お申込み  
お問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会・全国社会保険委員会連合会

参加費  
無料



FAXにて  
ご参加の方は  
下記申込書で

----- (キリトリ線) -----

## 年金シニアライフセミナー 参加申込書

|         |                |         |              |         |   |
|---------|----------------|---------|--------------|---------|---|
| 参加希望会場  | 1. 唐津会場        | 2. 武雄会場 | 3. 佐賀会場      | 4. 鳥栖会場 |   |
| 事業所名    |                |         |              |         |   |
| 参加者氏名   | (被保険者・健保・年金委員) |         |              | 年齢      | 歳 |
| 参加配偶者氏名 |                |         |              | 年齢      | 歳 |
| 参加者住所   | 〒              |         | 参加者<br>T E L |         |   |

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

## No.7 佐賀県 ウォーキングマップ

## 旭ヶ岡公園と蟻尾山公園めぐり

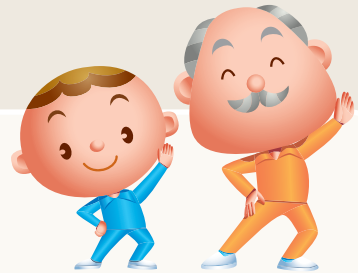
起点の所在地 ● 鹿島市高津原



## コースの距離と時間 (総距離・時間：4.3km・53分)

|        |             |   |           |            |   |          |              |   |          |              |   |             |              |   |        |
|--------|-------------|---|-----------|------------|---|----------|--------------|---|----------|--------------|---|-------------|--------------|---|--------|
| ⑤市民体育館 | 0.6km<br>7分 | → | ④赤門(鹿島城跡) | 1km<br>12分 | → | ③蟻尾山公園入口 | 0.9km<br>10分 | → | ②蟻尾山公園入口 | 1.3km<br>15分 | → | ①展望台(蟻尾山公園) | 1.2km<br>14分 | → | ⑤市民体育館 |
|--------|-------------|---|-----------|------------|---|----------|--------------|---|----------|--------------|---|-------------|--------------|---|--------|

鹿島城跡の石段を上ると、県下三大桜の名所「旭ヶ岡公園」が広がり、公園内を進むと城跡のシンボル「赤門」が楠の緑に映えます。蟻尾山公園の展望台からは鹿島市内はもちろん、有明海や遠くの方々など、素晴らしい眺望が開け、大自然を楽しむことができます。また、武家屋敷の通りは、白壁の塙と石垣が、往時の面影を今も残っていて、昔を偲ぶことができます。





## ●年金相談窓口開設等のご案内

| 平成23年2月 相談窓口開設カレンダー |                     |                      |                            |                     |                      |             |
|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------------|---------------------|----------------------|-------------|
| 日                   | 月                   | 火                    | 水                          | 木                   | 金                    | 土           |
|                     |                     | 1<br>鹿島市民会館<br>(予約)  | 2<br>多久市役所<br>(予約)         | 3<br>鳥栖市役所<br>(予約)  | 4<br>伊万里市役所<br>(予約)  | 5           |
| 6                   | 7<br>延長相談<br>19時まで  | 8<br>基山町役場<br>(予約)   | 9<br>有田町役場<br>東庁舎<br>(予約)  | 10<br>鳥栖市役所<br>(予約) | 11                   | 12<br>休日相談日 |
| 13                  | 14<br>延長相談<br>19時まで | 15<br>鹿島市民会館<br>(予約) | 16<br>多久市役所<br>(予約)        | 17<br>鳥栖市役所<br>(予約) | 18<br>伊万里市役所<br>(予約) | 19          |
| 20                  | 21<br>延長相談<br>19時まで | 22<br>基山町役場<br>(予約)  | 23<br>佐賀県陶磁器工業協同組合<br>(予約) | 24<br>鳥栖市役所<br>(予約) | 25<br>伊万里市役所<br>(予約) | 26          |
| 27                  | 28<br>延長相談<br>19時まで |                      |                            |                     |                      |             |

県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00  
「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。  
相談時間 10:00～15:00  
※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。  
☎0952-27-0611

| 《出張相談(予約制) 相談時間10:00～15:00》 |                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 出張相談所                       | 予約申込先                             |
| 鳥栖市役所<br>多久市役所<br>基山町役場     | 佐賀年金事務所 0952-31-4191              |
| 伊万里市役所                      | 唐津年金事務所 0955-72-5161              |
| 鹿島市民会館                      | 鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117         |
| 有田町役場 東庁舎<br>佐賀県陶磁器工業協同組合   | 有田町役場 住民環境課<br>国民年金係 0955-46-2114 |

| 《県内年金事務所における相談時間》 |                      |
|-------------------|----------------------|
| 平日                | 8:30～17:15           |
| 毎週月曜日             | 8:30～19:00(休日の場合は翌日) |
| 第2土曜日             | 9:30～16:00           |

※予約相談も受付けておりますので、各年金事務所へお申し込みください。  
●佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191  
●唐津年金事務所……………☎0955-72-5161  
●武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

毎月第4水曜日の「佐賀県陶磁器工業協同組合」で行っております年金相談が平成23年4月より「有田町役場 本庁舎」に変更になりますので、ご注意ください。

## 一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165(ナビダイヤル)



### ご利用方法(ナビダイヤルの場合)

自動音声応答の後にご用件の番号をお選びください。

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間)●月～金曜日:午前8時30分から午後5時15分まで ●第2土曜日:午前9時30分から午後4時まで

- 祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。



## 控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせ先

＜専用ダイヤル電話番号＞0570-070-117

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額お客様負担となります。  
※IP電話等の方は、「03-6700-1130」へお電話ください。こちらの番号の通話料金は全額お客様負担となります。

＜受付期間＞平成22年11月1日(月)～平成23年3月15日(火)

＜受付時間＞●月～金曜日:午前8:30～午後5:15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付 ※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。



社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成23年1月分保険料の納付期限は平成23年2月28日(月)です。

ご注意ください!!

※平成23年1月分の社会保険料計算に係る届書は2月4日(金)までに到着するようお届けください。  
その後に到着した場合は平成23年1月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。